

亀山市告示第45号

亀山市婚活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市婚活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市婚活支援事業補助金交付要綱（平成29年亀山市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「20人」を「10人」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第4条第5号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。